

4 監 第 7 8 号
令和4年8月31日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府監査委員	兎 本 和 久
同	北 岡 千はる
同	森 敏 行
同	橋 本 幸 三

令和3年度京都府内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和3年度京都府内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

京都府知事が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

3 審査の実施内容

先に策定した「内部統制評価報告書審査計画」に基づき、調査員が各部局の定期監査時に制度の運用状況を確認するとともに、監査委員会議において評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

また、これまでの監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度京都府内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると考えられる。

しかしながら、令和3年度に執行した定期監査において、職員の認識不足や単純なミスなど、所属内の内部統制が機能していれば防げたと思われる指摘が認知されており、内部統制制度の運用について、引き続き改善の余地があるといえる。

内部統制制度が効果的に運用されるために、各所属において全ての職員が主体的に取り組むことでリスクを事前に回避し、不適切な事務処理が発生した場合には、適切な自己評価による課題の抽出とともに、速やかに再発防止に取り組むなど、更なる機能向上に努められたい。